

島根県肝炎対策推進基本指針

島根県

令和5年3月

島根県肝炎対策推進基本指針

指針策定・改正の趣旨

我が国の肝炎ウイルスの持続感染者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝臓がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）は、国の第29回肝炎対策推進協議会公表資料（令和4年3月18日開催）によると、平成25年時点ではB型が110万人から120万人、C型が90万人から130万人存在すると推定されており、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症である。さらに、肝がん発生原因の約60%が肝炎ウイルス感染によるとされており、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスに係る対策は、依然として、重要な課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である。

令和2年の肝臓がんによる75歳未満年齢調整死亡率は全国平均が男性12.2、女性3.1に対し島根県（5年平均）は男性15.8、女性3.9であり男女ともに高い状況である。また同年における粗死亡率（人口10万人対）は、全国平均が19.7人に対し、島根県においては、30.8人で、全国第1位である。そのため、島根県では、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスに係る対策について、「島根県肝炎対策推進基本指針」（平成24年3月策定・同29年3月改正）に基づき、様々な取組を行ってきた。

最近では、肝炎ウイルスに持続感染している人への支援が充実されるとともに県、各市町村及び職域による検査、受診及び治療の促進に向けた取組が行われているが、依然として、感染したことを自覚していない人や肝炎ウイルス検査で陽性であるが、精密検査や肝炎ウイルスに起因する疾患に係る医療（以下、「肝炎医療」という。）を受けていない人がいる等、早期発見・早期治療が引き続き重要な課題となっている。

特に、本県においても、肝炎患者等が高齢化していることを踏まえ、高齢者にもわかり易い、より丁寧な普及啓発を行っていく必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査を受ける必要性に関する知識や認識が十分でなく、肝炎ウイルス検査が陽性でも適切な医療提供に十分結びついていないことや、肝炎の感染経路等について理解が十分でないため、一部での肝炎患者等に対する不当な差別が存在すること等が指摘されている。これらのことから更なる肝炎に係る啓発活動が必要である。

このような状況のなかで、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号）」が改正され、令和4年3月7日付け健発0307第1号厚生労働省健康局より、通知（改正）された。上記の「島根県肝炎対策推進基本指針」については、5年ごとに見直すこととしているが、国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の改正が遅れたことにより、この度、前回の改正から6年での見直しを行うこととした。これを基に、国、県、市町村のみならず、県が指定した肝疾患診療連携拠点病院である島根大学医学部附属病院（以下、「拠点病院」という。）や肝炎情報センター等のあらゆる関係者と一層連携し、肝炎ウイルス検査から精密検査の受診へ、さらに肝炎医療へとつなげる取り組みを推進する。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

- 新たな感染者をださない。
- 肝炎ウイルス陽性者を早期発見し、早期治療をすることによって肝硬変又は肝がんへの移行を減らし、肝がん罹患率をできるだけ減少させる。
- 全ての県民が、肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等に対する差別を解消し、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組む。
- 肝炎患者等や家族等の不安の軽減を図るため、情報提供や相談支援の充実に取り組む。
- 県は、目標値を設定し、定期的にその達成状況を把握し、その結果を施策に反映させ、肝炎対策を進める。
- 肝炎患者等を含む関係者が連携し、県民の理解と協力を得ながら、総合的な肝炎対策を進める。
- 肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化(地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること)の重要性に鑑み、地域の実情や特性に応じた取り組みを推進する。

(2) 肝炎ウイルス検査の推進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であることから、多くの人が感染している可能性がある。また、肝炎ウイルスに感染した場合、自覚症状がないまま、慢性肝炎から肝硬変や肝がんといったより重篤な病態へと進行していく可能性がある。

感染していても重症化するまで自覚症状が現れにくいため、県民だれもが、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受け、その結果を確認することが大切である。特に、肝炎ウイルス検査未受検者が、肝炎ウイルスの感染について、自らの健康や生命に関係する重要な問題であると認識し、できる限り早期に検査を受けるとともに、検査結果が陽性であった場合は、その意味を正しく認識し、精密検査等の受診につなげることが重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の体制を整備し、精密検査の受診勧奨を推進する。特に、職域での肝炎ウイルス検査について、検査を受けられる機会を確保するとともに、検査結果が陽性であった人に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルスの増殖の抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制整備の取り組みを重点的に進めていく。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎ウイルスに感染した場合、上記で記したとおり、重症化する可能性があることから、肝炎ウイルス検査で陽性であった人に、早期治療の重要性を伝え、できる限り早期に画像検査を含む精密検査を受診することが大切である。さらに、定期的に精密検査を受診することが重要である。そのために、県は、拠点病院や関係機関と連携し、確実に精密検査を受診するよう、受診の勧奨や検査

助成制度のさらなる周知等に取り組む。

また、肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識と経験が必要であり、個々の肝炎患者等は肝疾患専門医療機関（以下、「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受け、継続した適切な治療を受けることが重要である。そのためには、拠点病院が中心となって、専門医療機関の治療水準の向上を図り、適切な医療を受けられるように、専門医療機関とかかりつけ医との連携強化を推進する。

肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。そのため、県は、抗ウイルス療法を中心とした肝炎医療を円滑に進められるように、市町村・関係機関と連携し、医療費助成制度のさらなる周知等に取り組む。

また、心身などへの負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び幅広い関係者の理解や協力を得られるよう、普及啓発を行うことが重要である。

（４）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

新たな感染を予防するために、肝炎患者及び家族等に対して、感染経路や感染した場合の日常生活における注意事項等についての正しい知識の普及啓発に取り組む。

さらに、肝炎ウイルスに感染しても自覚症状が乏しいことがあることから、感染に気づきにくく、早急な治療の必要性が認識しにくいいため、県民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応が図れるよう、正しい知識の普及啓発に取り組む。

また、肝炎患者等に対する不当な差別を解消するため、職域、学校、地域及び患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎の感染経路や症状、治療方法等についての正しい知識の普及啓発に取り組む。

（５）肝炎患者等及び家族等への情報提供や相談支援の充実

肝炎患者等及び家族等は、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することへの不安を抱いている。また、治療における副作用等に対する精神的な負担も多い。

こうした肝炎患者等及び家族等の不安や精神的負担の軽減を図るため、情報提供や相談支援を行う必要がある。そのためにも、県、市町村及び拠点病院等関係団体が連携し、肝炎患者等及び家族等を含む県民へ、最新情報の提供に努めるとともに不安等を軽減するための相談窓口の充実を図る。

第2 肝炎の予防のための施策

(1) 現状の取組

県は、ホームページや新聞、ラジオ等の広報媒体を活用し、肝炎検査の必要性、肝炎の正しい知識と日常生活での感染予防等について情報発信をしている。

B型肝炎の感染予防策として、平成28年4月1日以降に生まれた生後1歳に至るまでの乳児に対して、B型肝炎ワクチンの定期接種がはじまり、市町村と連携して取り組みを進めている。

(2) 今後の取組の方針

- 感染経路についての正しい知識の不足による新たな感染を予防するため、市町村、各種団体等と連携し、肝炎に関する正しい知識について、対象者に合わせた効果的な普及啓発を行う。
- 感染症予防の観点から、ワクチン接種は有効な手段であるため、B型肝炎ワクチンの普及を図り、生後1歳に至るまでの乳児への定期接種や希望者に対する任意接種を推進する。

(3) 今後の取組事項

- 市町村、学校等の協力を得て、若年層を対象とした普及啓発に取り組む。
- 事業者団体等の協力を得て、職域での普及啓発に取り組む。
- 医師会の協力を得て、肝炎検査実施医療機関での普及啓発に取り組む。
- 市町村と連携し、B型肝炎ワクチンの定期接種を積極的に進めていく。
- 感染リスクの高い医療従事者に対しては、B型肝炎ワクチンの接種を強く推奨する。
- 感染リスクのある若年層や介護・福祉関係者等に対し、B型肝炎ワクチンを広く周知し、接種を推奨する。
- その他の感染リスクがあると考えられる方に対し、B型肝炎ワクチンの接種を推進する。

第3 肝炎ウイルス検査の実施体制の充実

(1) 現状の取組

県は、ホームページ等を活用し、肝炎ウイルス検査を受けるよう、啓発に取り組むとともに、県が委託した医療機関及び保健所で無料検査を実施している。

肝炎ウイルス検査体制の拡充に取り組んだ結果、委託医療機関数は増加した。(平成28年度172機関から令和4年度301機関)さらに職域における取り組み強化により、受検者数も増加した。(平成30年1,510名から令和3年度3,133名)

また、拠点病院では、県民や医療従事者を対象とした広報活動や院内におけるフォローアップ体制（※1）の強化を実施している。

なお、市町村が実施主体で行う健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診については、市町村広報誌等で啓発や受診勧奨を実施している。

※1 電子カルテを用いて、精密検査未受診者の把握及び個別の受診勧奨を行うこと

（2）今後の取組の方針

- 全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるよう、周知する。
- 職域で実施される健診時に、肝炎ウイルス検査をまだ受けたことがない人について、肝炎ウイルス検査を受けることができる体制を整備し、検査実施の促進に取り組む。
- 検査と治療の連携について検討し、検査体制等の見直しを行う。

（3）今後の取組事項

- 全ての県民が、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるよう、引き続き県・市町村の事業を周知する。
- 職域において多くの人々が肝炎ウイルス検査を受けられるように、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながら、利便性を考慮した検査体制を構築する。
- 県、市町村、職域等で肝炎ウイルス検査を受けた状況の把握と分析を継続し、効果的に肝炎ウイルス検査を勧める方法を検討する。
- 肝炎ウイルス検査を受け易くするため、医師会や医療機関の協力を得て、県の委託医療機関での検査を推進する。
- 肝炎医療コーディネーター（※2）を活用し、肝炎ウイルス検査を受けるよう、勧奨等を進める。

※2 肝炎医療コーディネーター

ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療の促進のため、肝炎ウイルス検査を受けていない人に対し肝炎ウイルス検査を勧めたり、要治療者等に助言を行うことで適切な医療へとつなげるための平成27年度から県が認定している人材

- 県は、肝炎情報センター、拠点病院、市町村及び保健所と連携し、医療機関に対し、肝炎ウイルス検査を実施した場合、受検者に検査結果を確実に説明し、精密検査等の受診につなげるよう働きかける。
- 肝炎情報センター及び拠点病院と連携し、市町村、保健所及び医療機関の従事者に対し、肝炎の疫学や肝炎の病態、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療に関する研修会を実施する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保

(1) 現状の取組

肝炎ウイルス検査により陽性が判明し、精密検査等の受診が必要と診断されたにも拘わらず、医療機関を受診しない問題点が指摘されている。

このため、精密検査については、啓発チラシを作成し、市町村や県が委託した医療機関、職域の健診委託機関及び拠点病院等の関係機関と連携し、肝炎ウイルス検査陽性者に対し、受診するように啓発している。

また、かかりつけ医を含む地域の医療機関においては、肝炎ウイルス検査陽性者に対し、専門医療機関へ紹介する等適切な治療につなげている。

専門医療機関においては、肝疾患の医療水準の向上に合わせた適切な治療方針の決定、治療及びフォローアップを行っている。

拠点病院においては、医療従事者研修や肝炎医療に対する技術的支援を行っている。

市町村及び保健所においては、肝炎医療コーディネーターを配置し、専門医療機関同様、肝炎ウイルス検査後の検査結果の説明、検査陽性者に対する精密検査等の受診へのフォローアップに努めている。

肝炎治療医療費助成制度（※3）や肝炎等精密検査費用助成制度（※4）、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（※5）については、啓発チラシを作成し、保健所のほか市町村や医療機関に配布するとともに、市町村の広報により周知を行っている。

※3 肝炎治療医療費助成制度

B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に対する医療費を助成

※4 肝炎等精密検査費用助成制度

B型・C型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して精密検査（初回精密検査・定期検査ともに対象）の受診費用を助成

※5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎が原因の肝がん・重度肝硬変の入院治療及び肝がんの通院治療に対する医療費を助成

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎ウイルス検査陽性者が確実に精密検査を受診するよう、関係機関の連携をさらに強める。
- 肝炎ウイルス検査後の受診勧奨や情報提供等を行うフォローアップを肝炎医療コーディネーターとも連携して推進する。
- 肝炎患者等が適切な肝炎の医療を住み慣れた地域で継続的に受けられるようにするため、拠点病院や専門医療機関と一般医療機関との連携強化を図る。
- 肝炎治療医療費助成制度（※3）や肝炎等精密検査費用助成制度（※4）、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（※5）についても、一層の普及啓発に取り組む。

(3) 今後の取組事項

- 最新の知見に基づくリーフレット等を作成し、引き続き市町村や県が委託した医療機関、拠点病院及び職域の健診委託機関の関係機関と連携し、肝炎ウイルス検査陽性者が確実に精密検査を受診するよう、普及啓発を行う。
- 肝炎ウイルス検査後のフォローアップに取り組む肝炎医療コーディネーターの養成と活躍の推進に取り組み、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、地域、職域及び医療機関で、その実情にあった情報提供や相談支援、フォローアップ等を行える体制を構築する。
- 市町村と連携し、肝炎ウイルス陽性者に対し、精密検査の受診や適切な医療を受けられるように受診勧奨等のフォローアップを行う。
- 拠点病院が行う研修会等により、専門医療機関とかかりつけ医との連携強化を図るとともに、リーフレットなどの普及を図り、適切な医療受診と健康管理の促進を図る。
- 拠点病院は、肝炎対策に従事する者のスキルアップを図るため、一般医療機関や市町村へも広く呼びかけ、研修会等を実施する。
- 肝炎治療医療費助成制度や肝炎等精密検査費用助成制度、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、市町村、医師会、関係医療機関等への説明を行うとともに、肝炎患者等に対しリーフレットなどを活用して、さらなる制度の周知を図る。
- 肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関での標準的なウイルス感染予防策について改めて周知を行う。

第5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

(1) 現状の取組

肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行うため、県ホームページや新聞・ラジオ等の広報媒体を活用した広報を行っているほか、肝炎に関する相談窓口を設置している。

肝炎患者等の人権については、「島根県人権施策推進基本方針（平成12年策定、平成20年10月第一次改定、平成31年3月第二次改定）」における人権課題のひとつとしている。

令和3年に実施した島根県人権問題県民意識調査の結果からは、6割程度の人が「病気について周囲の人たちの理解や認識が十分でないこと」が問題だと回答している。

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供に取り組む。
- 肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

(3) 今後の取組事項

- 働き世代の健康づくりを推進するために設置されている島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会等において、国が事業者向けに作成したチラシを使って事業主の方々に呼びかけるなど、肝炎に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。最近では心身等の負担がより少ない治療が可能となったことから、肝炎患者等が働きながら治療が行えるよう、事業主に理解を求める。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行うほか、肝炎に関する相談窓口についても周知を行う。
- 毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を実施する。
- 母子感染や乳幼児期の水平感染に加え、ピアスの穴開け、タトゥー(刺青)、アートメイク及び性行為等による感染の危険性があることから、市町村、学校等の協力を得て、若年層を対象とした普及啓発に取り組む。
- 肝炎ウイルス感染者等に関する内容を含む県民への人権問題の意識調査を実施する。

第6 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

拠点病院に設置している肝疾患相談センターや保健所の相談窓口の周知を行う。

相談窓口においては、肝炎医療コーディネーター等を中心として、治療方法、肝炎治療医療費助成制度、日常生活の注意点などに関する最新情報の提供を行い、肝炎患者等及びその家族等の不安の解消を図る。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援

肝がん等患者に対する支援については、肝炎治療医療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の一層の普及啓発に取り組むほか、早期治療へとつなげるための肝炎等精密検査費用助成制度についても引き続き普及啓発を行う。

また、肝機能障害は、一定の条件の下、身体障害者手帳の交付対象となることから、身体障害者手帳制度の周知を行う。

なお、身体障害者手帳制度については、平成28年4月から肝機能障害の認定対象が拡大され、等級の要件についても緩和されている。

(3) 肝炎に関する調査

市町村や職域での肝炎ウイルス検診の実施状況調査を行う。また、それらの調査結果を分析し、それに基づき有効な対策を検討し、具体的な事業、推進方法に反映させる。

また、国などが実施する肝炎に関する調査に協力する。

第7 肝炎対策の推進及び進行管理

肝炎対策の具体的な事業、推進の方法等については、常に、現状を把握しながら島根県肝炎対策協議会で協議、検討及び評価し、関係機関が連携し対策を進める。

本指針は、5年ごとに、島根県肝炎対策協議会において、検討を加え、必要があるときは、これを見直すものとするが、5年を経過する前でも、肝炎対策の推進状況や国の指針、制度の変更等により、本指針の見直しが必要な場合においても、島根県肝炎対策協議会で協議、検討することとする。

目 標 値

評価期間 : 令和8(2026)年度末まで
成果目標 :

①5年間の肝炎ウイルス受検者を38,500人以上とする。

評価指標 : 令和4年度からの5年間の累積受検者数
= 市町村実施(健康増進事業)
+ 県・中核市の委託医療機関及び保健所での検査(重症化予防事業)
+ 協会けんぽ加入事業所検診

②要精検者の精密検査実施医療機関受検率を向上させる。

評価指標 : 要精検者の受検率 90%以上

=
$$\frac{\text{翌年度末までの精密検査受診者数}}{\text{前年度肝炎ウイルス検査陽性者数(市町村実施+委託医療機関及び保健所実施)}}$$

③肝がん年齢調整死亡率(人口10万人対)を低減させる。

評価指標 : 肝がん年齢調整死亡率
男性 36.3^{*1}を31.2^{*2}(14%減)以下に
女性 12.5^{*1}を11.0^{*2}(12%減)以下に

※1 初期設定値は、島根県健康指標データベースシステム(SHIDS)を用いて算出される2016年から2020年の5年平均値

※2 目標値は、島根県健康指標データベースシステム(SHIDS)を用いて算出される2018年の全国平均値

島根県肝炎対策推進基本指針(平成24年3月策定・平成29年3月改正・令和5年3月改正)

— 抜粋 —

(1) 基本的な考え方

・・・(省略)・・・

〇県は、目標値を設定し、定期的にその達成状況を把握し、その結果を施策に反映させ、肝炎対策を進める。